

## 令和7年度第2回定期監査報告書

### 1 実施した監査

鹿嶋市監査基準第3条第1項第1号で規定する財務監査

### 2 監査実施日 令和7年10月28日から11月4日まで

### 3 監査対象部 DX・行革推進室、政策企画部、総務部 市民生活部、経済振興部

### 4 監査対象期間 令和6年8月から令和7年7月まで

### 5 監査の評価項目

対象期間における契約や補助金などの財務に関する事務、出勤簿を基にした労務管理及び備品管理などが、関係法令等に則り適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

### 6 提出書類

#### 【全所属】(該当しないものは除く)

- (1) 出勤簿、年次休暇カード、時間外勤務命令簿、特殊勤務命令簿、旅行命令簿  
・勤休管理システム以外で管理している会計年度任用職員  
※上記以外は勤休管理システムで確認した。

- (2) 旅行復命書

- (3) 契約関係書類一式・工事、委託事業等の写真
- (4) 補助金等交付申請書・同実績報告書・同交付要綱
- (5) 郵便切手、はがき、レターパック等の受払簿
- (6) 指摘事項に関する調書
- (7) 前回監査結果の改善措置状況

#### 【施設を管理している部署】(該当しないものは除く)

- (8) 空気環境等測定報告書、水質の検査報告書、ねずみ昆虫等の防除等報告書
- (9) 消防設備保守点検報告書
- (10) 給水設備(受水槽)清掃報告書
- (11) 净化槽保守点検報告書
- (12) 排水設備(浄化槽)点検報告書
- (13) 昇降機(エレベーター)点検報告書
- (14) 給食センター等設備点検報告書(ボイラー・圧力容器・冷凍庫)
- (15) 自家用電気工作物(キュービクル)保守点検報告書

### 7 監査の結果

財務に関する事務執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の事務処理において、金額の修正が必要な誤りや執行手続きの誤りなどが確認された。これらについては、指摘の内容を十分に精査し、改善策を講ずるなどして対策を行い、今後は適正な事務の執行に努めること。

改善、検討を要する事項は次のとおりである。

#### (1) 契約事務について

契約に関する事務において、変更契約に係る一連の事務手続きが行われていないもの、落札から契約締結までの期間が規則で定められた期間を超過しているもの、物品購入で支出負担行為の決裁前に発注を行っているもの、契約関係書類の管理が不適切なものなどが確認された。また、軽微なミスではあるものの、前年度と同様の誤りが繰り返されており改善が図られてないものも一部にみられた。

これらの中には、契約事務の手続きを正しく理解していれば防げたものもあることから、執務にあたっては、基本的な手続きを適宜確認しながら事務を執行し、同様の誤りを繰り返さないよう努めること。

#### (2) 補助金について

補助金額の確定において、交付決定額と異なる金額で精算された場合の決裁区分を誤ったものが複数あった。補助金交付の手続きを確認の上、誤りのない事務執行に努めること。

#### (3) 勤休管理について

電子化されていない一部の職種の出勤簿・休暇簿等において、費用弁償や時間外勤務手当の計算を誤り、追加支給や返還が必要なものがあった。休暇日数や報酬等に関する事務は、細心の注意をもって正確な処理を行うこと。

#### (4) 前回指摘事項に対する改善措置状況

前年度の定期監査において指摘した事項については、改善措置状況報告により改善されたことが確認できた。

### 8 監査の結果の個別指摘事項

リスクの大きさに応じ、リスク高、リスク中に分けて個別指摘を行う。リスク高にあたる事項については、次年度の定期監査において改善措置状況を報告するものとする。

#### (1) リスク高にあたる改善等注意事項

リスク高として指摘する事項は以下のとおりである。

##### ア DX・行革推進室

印刷製本業務委託の変更契約の事務において、変更決議、予定価格書の作成、見積通知等の一連の手続きが行われていない（契約変更起案は行われている）。

##### イ 総務課

宿直嘱託職員の費用弁償の支払いにおいて、出勤日数の算出誤りにより過大・過少支給となっているものがあり、返還・追加支給が必要。

宿直嘱託職員の時間外勤務手当の支払いにおいて、時間外手当の係数の誤りにより過少支給となっているものがあり、追加支給が必要。

(2) リスク中にあたる改善等注意事項

リスク中として指摘する事項は以下のとおりである。

ア DX・行革推進室

回線使用契約において、落札者の決定から契約締結までの期間が財務規則に定められた 7 日を超過している。

イ DX・行革推進室

物品購入契約において、支出負担行為決裁日より前の日付で注文書により発注行為を行っている。

ウ 地域づくり推進課

補助金確定通知起案の決裁区分誤り。補助事業において、交付決定額から 10%未満の減額変更を伴う補助金確定を行う場合、負担行為変更と同じ専決区分による決裁が必要。

エ 廃棄物対策課

契約関係書類（過年度分）の所在が不明となっており管理が不適切。

オ 交通防災課

参考見積書の「参考」を二重線で訂正したものが本見積書として提出されているが、訂正印等がなく見積書として不適切。

カ 交通防災課

アンテナ設置工事において、契約締結後の監督員決定決議書・任命書・通知書の作成と発出が行われていない。

キ 農林水産課

補助金確定通知起案の決裁区分誤り。補助事業において、交付決定額から 10%未満の減額変更を伴う補助金確定を行う場合、負担行為変更と同じ専決区分による決裁が必要（2 件）。

以上、リスク高及びリスク中の個別指摘事項について述べたが、他の軽易な誤り等については、事務局を通して関係職員に注意し、改善を要望したので省略した。